大分県食の安全・安心推進条例

ができました

大 分 県

Safety and safe promotion ordinance of Oita Prefecture food

大分県食の安全・安心推進条例の特徴

みんなで創る食の安全

- 自主管理の推進による食の安全
  （安全・安心に取り組む人への支援）
- 危害の未然防止による食の安全
  （規格基準違反の疑いのある食品の自主回収）
  （無登録農薬農産物、未承認医薬品使用の畜水産物の出荷、販売の停止）
- ふぐ処理等衛生確保による食の安全
- 食品安全行動計画による、総合的計画的な監視指導による食の安全

みんなで感じる食の安心

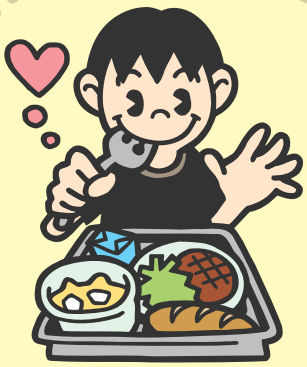

- 適正表示の推進による信頼
  （適正表示のためにJAS法を補完）
- 情報開示による安心
- リスクコミュニーケーションによる相互理解の推進
- 食育の推進
- 食品安全対策への県民の参画
  （知事への施策の申出、県民会議）

相互理解・県民の参画

みんなが誇れる

THEおおいたブランド

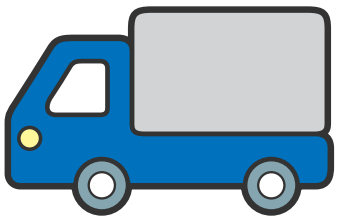

安全が確保される、
安心なおおいたの食

食品の安全・安心は、行政だけでなく、食品の生産から消費に至るまでの全ての関係者が、それぞれの立場で努力するとともに、関係者の相互理解と協力のもとに進めることが大切と考えています。そこで、大分県では、104件のパブリックコメントを踏まえ「みんなで創る食の安全」「みんなで感じる食の安心」「みんなが誇れるTHEおおいたブランド」を基本に条例を作成しました。

条例は、食の安全の確保、食の安心の確保の大きく2つの柱からなっています。

総則（第1章）

条例の目的（第1条）

県民の健康の保護及び食生活の向上に寄与する。

基本理念（第3条）

1　県民の健康保護が最も重要であるという共通認識のもとに必要な措置を講じること。
2　科学的知見に基づく安全確保のための必要な措置を講じること。
3　情報の積極的な公開と県民意見の尊重、関係者の相互理解と協力
4　生産から消費に至る環境との調和

責務・役割（第4条～第6条）

県の責務
　総合的施策の策定、実施
　国、他の地方公共団体及び市町村との連携
生産者・事業者の責務
　安全な食品の提供
　自主的な衛生管理及び自主検査
　情報公開、環境への配慮
県民の役割
　知識の習得と合理的な行動
　食品安全施策への参画

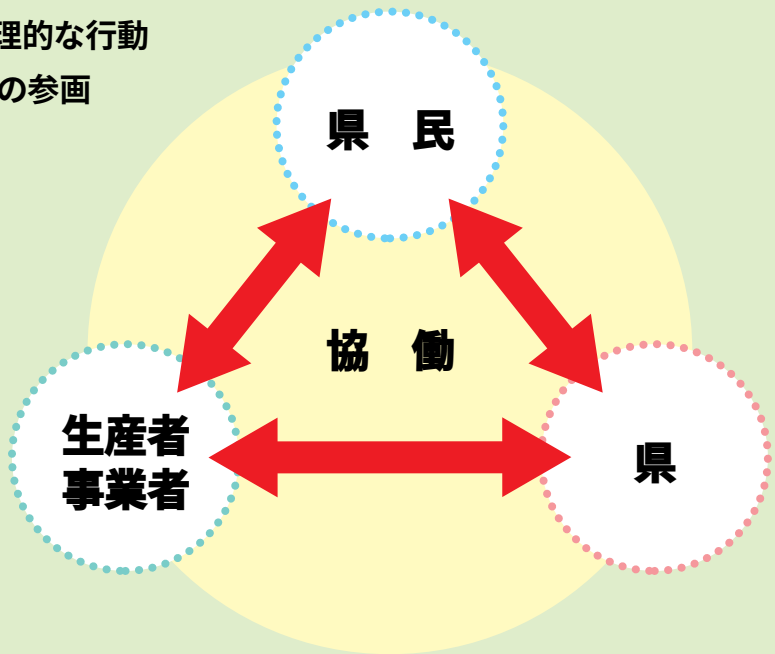

食の安全の確保（第２章）

食の安全は、生産者・事業者が自ら法令を遵守し食の安全を確保するとともに、行政も総合的、計画的な監視指導及び検査を行うことが重要です。そこで、自主管理の推進や、食品安全行動計画による監視指導、検査を実施します。

第1節　食品安全行動計画等（第7条～第10条）

資料 4

食品安全行動計画の概要（案）

生産から消費に至る各行程における3年間の県の施策を策定、
公表し、行政施策の透明性と県民の意見の反映を図る。

計画期間：3年間

計画の策定に当たっての基本的考え方

①「誰」が、「何を目的に」「いつ」、「何を」、「どの程度」するかを明確化

②毎年度計画の実施状況を検証、公表

（食品安全県民会議及びパブリックコメントにより県民の意見を反映）

生産段階 → 製造加工段階 → 流通段階 → 消費段階

生産製造段階での安全安心の確保

主要指標	目標年度
環境にやさしい農業に取り組む生産者数	○○○人
トレーサビリティ導入品目数	○○品目
食品残留農薬等検査件数	○○○件
製造施設監視率	○○%

流通食品の安全確保、適正表示の推進食品知識の普及啓発

主要指標	目標年度
流通販売施設への監視件数	○○%
流通食品の検査件数	○○○件
食の出前講座開催回数	○○○回
リスクコミュニケーション開催回数	○○回

事業の精査、進行管理、県民の意見の反映

計画策定 → 事業の推進 → 事業の検証 → 結果の公表 → 意見の聴取 → 計画策定

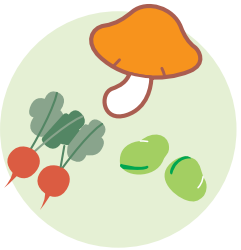

第2節　食品等の安全性の確保（第11条～第14条）

◆生産者・事業者による自主管理の推進（第11条）

安全・安心な食品は、生産・製造者自らが自主管理を行い安全な食品等を生産・製造することが重要ですので、事業者の自主管理を推進します。

また、食品等の安全確保に熱心に取り組む人を支援するためにも、事業者のHPの掲載やロゴマークの使用などを行える制度を設けます。

◆食品等の安全性の確保（第12条）

無登録農薬・未承認医薬品を使用した農畜水産物の流通停止

無登録農薬や未承認医薬品を使用した農畜水産物は出荷、販売、流通は出来ません。

◆自主回収の報告（第13条～第14条）

食品に安全性が疑われる場合事業者は、直ちに自主回収とその内容を県に報告。県は、県民にその内容をお知らせし、食の安全を確保する制度です。

自主回収報告制度で報告を義務づける範囲のイメージ図（案）

義務づける範囲の基本的考え方	① 自主検査の結果、製造過程におけるミス、使用基準違反等で自らで食品衛生法違反に係る理由で自主回収するもの及び農薬取締法第11条、薬事法第84条の3の違反 適用除外：表示基準違反（食品衛生法においても回収命令対象外）のもの、ただしアレルギー表示は健康被害に関係するために義務づけ ② その時点では、食品衛生法違反となることが否定できず、相当数のものに健康への悪影響のおそれが内在するために自主回収するもの

自主回収する食品等

食品衛生法等違反

行政検査で発見された食品衛生法違反食品	法違反を理由に自主回収するもの	その時点では、食品衛生法違反となることが否定できず、相当数のものに健康への悪影響の恐れが内在するため自主回収するもの	食品衛生法に違反するものでなく、健康への悪影響のおそれがほとんど考えられないもの
	食品衛生法に違反するため自主回収するもの（表示基準に係る違反を除く） 健康への悪影響の恐れがある表示基準違反のため自主回収するもの ・アレルギー物質表示もれ ・実際の期限よりも長い期限の表示 ・実際よりも高い温度で保存を表示 農薬取締法、薬事法に違反して生産された農水産物（無登録農薬等） 健康増進法に違反した表示の食品	次の事例に該当すると事業者が判断した場合 ● 衛生管理の不備に起因する異常 ● 原因は確定していないが、有症苦情の発生との因果関係が疑われるもの ● 食品衛生法に基づく命令等を受けた場合に、その命令等の対象品ではないが、同様の違反が疑われるもの	● 在庫調整のための自主回収 ● 品質上（安全面での品質を除く）の問題による自主回収 ● 軟質異物（毛髪、ビニールなど）が単発的に混入したもの
食品衛生法により公表	自主回収報告義務		報告義務なし

第3節　ふぐ処理等の衛生確保(第１５条～第２０条)

ふぐを安心して、食して頂くために、この条例で取り扱う人及び施設に対する規定を設けました。

◆販売等の制限(第15条)

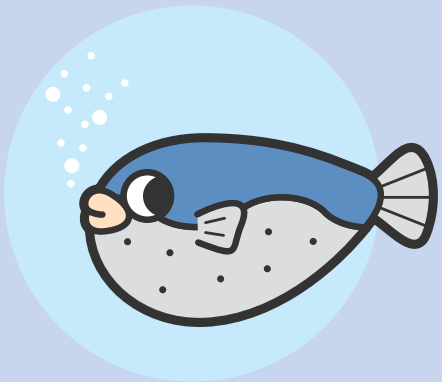

ふぐには有毒な部位があり、種類によって食べられる部位が決まっています。
食べられる部位以外をお客に提供することは、食品衛生法で禁止されています。

ふぐの知識を持つふぐ処理登録者が、届出を行った施設で処理したもの以外は、販売提供はできません。

◆ふぐ処理者の登録(第16条～第19条)

ふぐを処理するためには、知事の指定する講習会を受講し、その受講済証を添付し、知事の登録を受けなければなりません。
登録をされると、ふぐ処理者登録済証が交付されます。
この登録は、5年間有効で、5年毎に更新が必要となります。
ふぐ処理登録者には、有毒部位の完全な除去などの遵守事項があります。

◆ふぐ処理施設の届出(第20条)

ふぐ処理施設は、専任のふぐ処理登録者を置き、施設ごとに知事に届出なければなりません。
届け出た施設には、ふぐ処理施設届出済証が交付され、お店に掲示することとなっています。

食の安心の確保（第３章）

　食の安心は、食の安全を確保した上で、県民の一人一人に、その内容が理解出来るように、またそのためには、関係者の相互理解を深めることが重要です。
　安心のために、信頼関係の構築に必要な措置を進めます。

◆食品表示の適正化の推進（第21条）

　食品の表示は、消費者と生産者・事業者をつなぐ窓口です。
　食品の表示が適正に実施されるようにします。
　また、適正な表示を進めるために必要がある場合、知事は、食品の種類を指定し、守るべき基準を設けます。

◆履歴の記録及び保管（第22条）

　栽培、飼養、養殖等の履歴の記録の作成及び保管、原材料の仕入れ先等の記録の作成及び保管を進めます。
（トレーサビリティの基本となるものです）

◆情報の公開及び相互理解の推進（第23条）

　県は、食品等の情報を共有し、相互に理解を深め、信頼関係を構築するための措置を進めます。

◆食育の推進（第24条）

　食品等に関する正しい知識の普及啓発その他生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進します。

立入調査、勧告及び公表（第４章）

◆立入調査、勧告及び公表（第25条～第26条）

この条例の実効性を担保するために、条例の施行に必要な限度において、事務所等に立入調査を行うことが出来ます。

また、調査の結果、条例の規定に違反がある場合は、勧告を行い、勧告に従わない場合は、公表することができます。

県民の参画（第５章）

食の安全・安心施策に対し、県民の意見を反映するために、施策の申し出制度と、消費者、生産者、事業者等、学識経験者からなる「大分県食品安全推進県民会議」を設置します。

施行時期（附則）

平成17年4月1日から施行しますが、第13条（自主回収の報告制度）、第2章第3節（ふぐ処理等の衛生確保については、周知期間が必要ですので、平成18年4月1日から施行します。

また、第28条の大分県食品安全推進県民会議は、平成17年10月1日から施行します。

条例及び食の安全・安心に関するお問い合わせ先

大分県食の安全確保推進本部　事務局
（大分県生活環境部食品安全・衛生課）
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号　TEL097－536－1111（内3055,3056）
e-mail:a13900@pref.oita.lg.jp
おおいた食の安全・安心ひろば
http://www.pref.oita.jp/13900/suishin/index.html